表面の続き →

れほどの研究支出を県がする意味はあるのか。　かずさアカデミアパーク関係は、以上挙げただけで35億円の支出があるが、土地価格の動き、誘致の動向、バイオ産業のこれからのトレンドの中で、その継続はどのような予測によって決めているのか、県民に納得するように説明してほしい。

商工労働部長

かずさアカデミアホールについては、公の施設として位置づけられており、市民会館や公民館と同様の性質の施設ということで、これについては収支の均衡を想定していない。

８億円の用地確保事業の支出については、確かに未利用の民間企業向け用地が相当ございます。賃料の削減に努め、代替地の先行取得は順次買い取っていきます。ＤＮＡ研究所については、かずさアカデミアパークの先見的、誘導的な施設として、立地のインセンティブを図るものと位置づけております。ＤＮＡ研究所は、実用化研究にシフトして、今後県民生活に役立っていくものと理解しております。

損失が拡大しないように 思い切った見直しが必要!!

河野としのり県議

今、本当に採算が合うのか、どのように合うのか、それを聞いたのですが、意味づけなり、努力するとか、当初よりとか、定量性のない定性的な答弁ばかりです。先が見えない。時間もないゆえ充分な議論が出来ませんが、このような意識では県財政は破産致します。

最後にお聞きしますが、知事、副知事どちらでも結構です。私は、ゼロ金利に近い状態が続く今のうちに、これ以上損害が拡大しないような思い切った政策が土地とか開発関係には必要だと思うのです。先輩が手がけ、膨大な県費を使った事業は、今では、県税をがぶ飲みする負の遺産としてあるのです。県の職員の方は、平均３年か４年でその課から担当が変わって行きます。こうした状況では、自分の代できちんとした判断はしないと思います。面倒なものに首を突っ込まないというのが職員の本音だと思います。その負の遺産の周りを、担当職員が入れ替わりぐるぐる回るだけです。けれども、いつまでもこの状態は続きません。私はこれについては採算放棄、破産のところに行く前に、強い意志でトップが動き、県民の税金が無駄に使われないようにすべきと思いますがお答え下さい。

白戸副知事

これ以上損失が拡大しないように、思い切った見直しが必要だということについては同感であります。私も長く県庁でお世話になっていまして、いろんな事業を見てきておりますが、右肩上がりの時代には良かれと思って手がけた事業も、今では大変な思いをしている事業も中にはあります。特に、事業によっては、先輩のやったことを否定したり、あるいは私自身が財政担当をしておりましたから、自分を否定したりすることになりますが、これ以上傷口を広げないという意味でも果断に見直しをしていく必要があると思います。そして、元気な千葉県づくりを進めて参りたいと思います。

税金は、一円たりとも無駄にしない！

河野としのり県議 常任委員会で三セク職員の着服を追及！

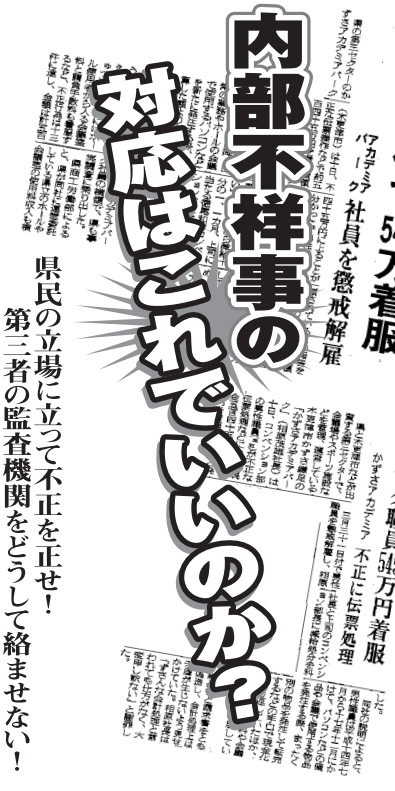
伝票操作で545万着服
パークアカデミア 社員を懲戒解雇

三セク職員545万円着服
かずさアカデミア 不正に伝票処理

内部不祥事の対応はこれでいいのか？

県民の立場に立って不正を正せ！
第三者の監査機関をどうして絡ませない！

河野としのり県議

県の第三セクター株式会社かずさアカデミアパークの不祥事について、内部告発からの流れを時系列で説明して頂きたい。

企業立地課長

会社内での内部告発は2月24日であるが、かずさアカデミアパークから社員による横領事件が発生した旨の第一報が県に3月9日にあり、詳細調査を指示した。その後、横領金額の中にホール使用料が含まれていることが報告され、4月7日から5月の中旬にかけ、職員を現地に派遣して県としての調査を行い、6月初めにとりまとめた。この間、4月10日に会社から、横領事件の発生について記者発表があった。

河野としのり県議

3月27日にかずさアカデミアパークの県の監査がなされている。しかし、ここではこの問題は言及されていない、なぜなのか。

企業立地課長

企業立地課から、事件について監査委員事務局に報告をしたのが4月に入ってからなので、3月中には、監査委員事務局職員がその内容について把握していなかったものと理解している。

河野としのり県議

地方自治法に基づいて設置された監査委員事務局が、援助団体の監査を行いながら、団体を所管する課からこうした不詳の事実について何の報告も受けずに監査したということはあり得ることなのか。

企業立地課長

本来は、早急に（監査委員事務局に）報告する必要があったものと今では考えているが、会社からは一報があっただけで、会社での調査が進行中であるという状況であり、県として被害額とか手口等について把握していなかったので、それをある程度把握した上で、報告しようと考えた。

河野としのり県議

こういう不祥事が起こったら、担当課でなく第三者機関である監査委員にも先ず報告すべきです。報告もなかったというのは、県の体制として非常におかしい。担当課だけで不祥事を処理して済ましていったという印象は免れない。

部長にお聞きしますが、不祥事が部内で起こったら、独立機関とまではいかないが監査委員事務局に当然報告の上、対応をすぐさま全庁的に横断的に協議してしかるべきだと思うが、いかがですか。

商工労働部長

こうした事態の発生を把握した場合、調査の主体は担当課であり、調査結果が出た後、最終的な報告を関係先に行っている。第一報が今回は4月になってしまったが、監査委員事務局や総務課等にも入れてます。

河野としのり県議

平行線をたどっていますが、私は、こういう内部不祥事に対しては、担当課ではなく、あくまで第三者的機関が直ちに入るべきです。不祥事の対応について直ぐに全庁的に考えるべきです。また、県の監査委員の監査内容をあまりにも形式的にかつ限定的に捉える考え方は地方自治法の精神にも合わないと思います。